小林市観光イメージキャラクター「こすモ~」使用ガイドライン

令和元年8月28日

「こすモ〜」は、小林市の魅力を発信するシンボルとして生まれたキャラクターです。 このガイドラインは、「こすモ〜」(以下「キャラクター」という。)が皆様に親しまれ、様々な媒体に活用していただくための基準等を示しています。

なお、キャラクターのご使用にあたっては、本ガイドラインと併せて「小林市観光イメージキャラクター使用要綱」もご覧いただきますようお願いします。

1. キャラクターについて

名 称:小林市観光イメージキャラクター「こすモ~」

【こすモ~の情報】

● 出 身:小林市

● 誕生日:第10回全国和牛能力共進会で日本一になった日(平成24年10月29日)

● 性 別:女の子

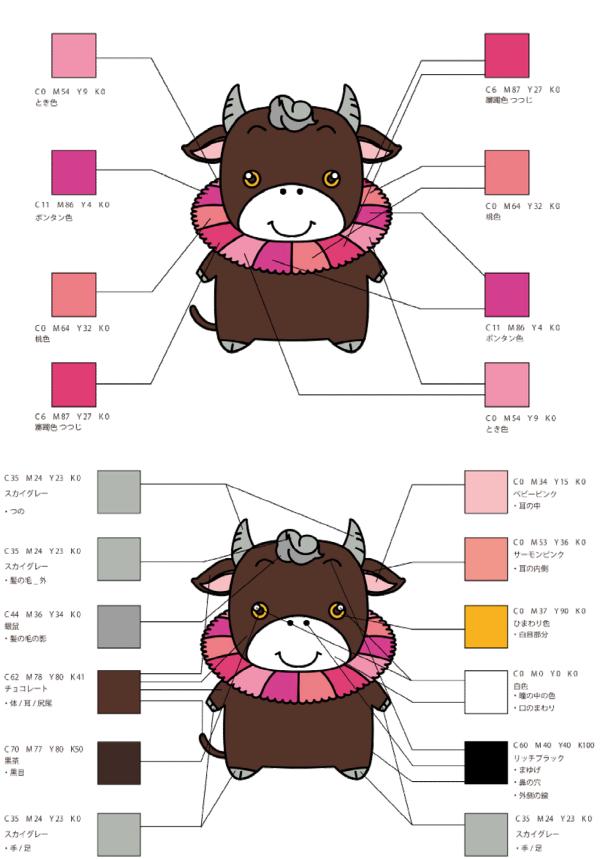
● メ モ:綺麗好き (朝シャンを好む)・ウオーキングが趣味



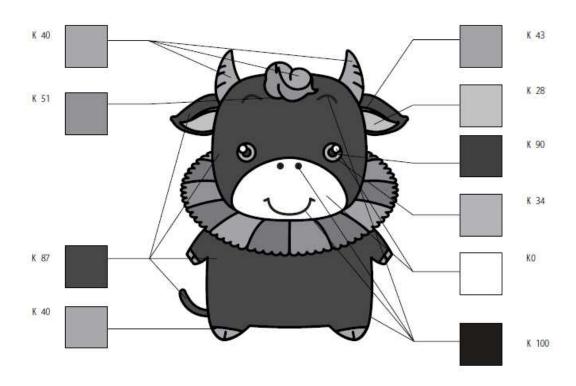
2. キャラクターのカラー

キャラクターのカラー見本は次のとおりです。

(1) 4色表示の場合



(2) グレースケールの場合



3. 使用基準について

(1) 著作権等

キャラクターに関する権利は、小林市に帰属します。このためキャラクターを使用する場合は、報道機関が報道目的に使用する場合等を除き、必ず使用前に小林市に申請を行い、その許可を受けてください。商標登録番号5680192号(平成26年6月27日取得)

(2)使用基準

1)表示色

表示色は、「2. キャラクターのカラーについて」の色を参照してください。

② 使用のルール

- ・キャラクターの使用許可は、キャラクターのPR及び市全体のイメージアップに寄与すると見込まれるため許可するものであり、<u>キャラクターを使用する商品等を推</u>奨したり、その品質を保証するものではありません。
- ・中立性を保つため、原則として、会社名や商品名などと続けて表記することはできません。
- ・キャラクターの図形を使用する場合は、企業や商品等のキャラクターと混同しないよう、「小林市観光イメージキャラクター「こすモ〜」」を併記してください。

③ 許可できない場合(許可した後において、使用の許可を取り消す場合も含む。)

次の場合は、キャラクターの名称及び図形の使用を許可しません。

- ・法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- ・市の信用又は品位を害すると認められる場合
- ・第三者の利益を害すると認められる場合
- ・特定の政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業を行う 者が使用する場合
- ・小林市暴力団排除条例(平成23年小林市条例第25号)第2条第1号の規定による暴力団若しくは同条第2号の規定による暴力団員又は同条第3号の規定による暴力団関係者が使用する場合
- ・キャラクターの使用によって、第三者に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると 認められる場合
- キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ・キャラクターを著しく変形していると認められる場合
- その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合

4 使用の例示

- 縦、横比率を同一にした拡大、縮小はできます。
- ※ ただし、縮小しすぎてつぶれる、拡大しすぎて一部分しか表示されない等、「こ すモ〜」と判別し難いものは使用できません。
- 物を持たせたり、服を着せたりすることはできます。
- ※ ただし、キャラクターのイメージにそぐわない、特定の企業や商品等のPRと受け取れるものは使用できません。
- ポーズを変えることはできます。
- ※ ただし、キャラクターのイメージにそぐわない、通常ありえないポーズと受け取れるものは使用できません。
- スカーフを変える、ボディの色を変える等はできません。

4. 使用許可手続きについて

(1) 使用許可申請が不要な場合

- ① 報道機関等が報道目的で使用する場合
- ② 個人の楽しみの範囲(個人の年賀状、商用でない個人の名刺等)で使用する場合
- ③ 商用目的以外で、かつ、市が指定する図形をそのまま使用する場合 (縦横比率を同一した拡大・縮小を含む。)
- ※ ただし、いずれの場合も「3. 使用基準について(2) 使用基準 ③使用できない場合」に該当する場合は、キャラクターを使用できません。
- ※ キャラクターを使用する場合は「小林市観光イメージキャラクター「こすモ〜」」 と併記してください。

(2) 使用許可申請が必要な場合

上記(1)以外の場合

- ・商用への使用は、以下のいずれかを満たし、かつ市内外へ小林市のPRおよび販路 拡大に寄与するものとします。
 - ア 小林市内で生産されたもの又はそれらを使用したもの
 - イ 小林市の特産品
 - ウ 小林市の公共機関又は小林市内に住所のある団体・会社等が作成するもの
 - エ 上記ウのいずれかと提携して作成するもの
- ・キャラクター使用に当っては、製造物等の品質の管理、安心安全の確保並びに適正な表示等の徹底を行った上で、製造責任者名と連絡先を表示するなどし、責任の所在を明記した上で「小林市観光イメージキャラクター「こすモ~」」の表記をその商品又は包装等に明示してください。

(3) 使用許可申請が必要な場合は、次のとおり書類を揃えて手続きをお願いします。

- ① 使用許可申請書
- ② 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- ③ キャラクターの使用状況が分かる完成見本等
- ※食品に対する申請は上記の他に下記の書類も提出してください。
- ④ 製造若しくは販売に係わる保健所の営業許可証(写)
- ⑤ 店舗毎の業務報告書(写)
- ⑥ 製造または販売する店舗一覧(任意様式)
- ⑦ その他必要と認める書類

(4)許可期間

許可期間は1年以内とします。ただし、必要に応じ更新はできます。

(5)使用料

使用料は、無料とします。

(6)使用開始にあたって

小林市からの使用許可後、使用にあたっては、許可書に付された条件等を遵守し、正 しく使用してください。条件等に反することが確認された場合、その他キャラクターの 使用が適当でないと判断された場合は、使用許可を取り消します。

なお、市はキャラクターの使用許可又はその取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負いません。